

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	四国財務局長
【提出日】	平成28年7月29日
【事業年度】	第8期(自平成27年4月1日至平成28年3月31日)
【会社名】	株式会社フィット
【英訳名】	Fit Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 鈴江 崇文
【本店の所在の場所】	徳島県徳島市川内町加賀須野1069番地23
【電話番号】	088-665-1500
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 尾崎 昌宏
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷1-8-1 第3西青山ビル7階(東京本社)
【電話番号】	03-5778-9436
【事務連絡者氏名】	取締役 管理本部長 尾崎 昌宏
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	1,748,926	2,190,700	5,135,191	7,033,371	7,366,007
経常利益又は経常損失( ) (千円)	55,944	123,152	625,017	1,091,266	1,052,460
当期純利益又は当期純損失( ) (千円)	34,749	74,600	373,423	714,127	643,360
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	30,000	30,000	47,619	47,619	977,877
発行済株式総数 (株)	600	600	16,000	16,000	4,270,000
純資産額 (千円)	4,477	70,123	478,784	1,192,912	3,696,004
総資産額 (千円)	491,787	1,445,043	2,718,614	4,151,904	6,820,109
1株当たり純資産額 (円)	7,462.67	116,872.18	149.62	372.79	865.57
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	24.00 (-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額( ) (円)	57,915.47	124,334.85	143.53	223.16	197.27
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	196.28
自己資本比率 (%)	0.9	4.9	17.6	28.7	54.2
自己資本利益率 (%)	-	227.3	136.1	85.4	26.3
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	6.80
配当性向 (%)	-	-	-	-	12.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	607,746	1,209,649	1,011,364
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	285,606	239,964	166,048
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	-	-	200,964	233,209	2,172,619
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	-	-	646,274	1,849,168	2,844,376
従業員数 (人) (外、平均臨時雇用者数)	40 (6)	50 (16)	61 (20)	62 (24)	66 (30)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

4. 第4期～第6期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。第7期については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第8期について、当社株式は平成28年3月11日に東京証券取引所マザーズに上場したため、新規上場日から平成28年3月期末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。

5. 第4期～第7期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
6. 第4期の自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。
7. 第5期まではキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る項目については記載しておりません。
8. 第5期、第6期及び第7期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、第4期については「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)に基づき算出しております。  
なお、第6期以降の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、第4期及び第5期の財務諸表については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。
9. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇  
用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で  
記載しております。
10. 当社は、平成26年1月30日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。また、平成27年12月  
12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。第6期の期首に当該株式分割が行われた  
と仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり純利益金額を算定しております。

## 2【沿革】

当社は、平成21年4月に商業施設の開発や注文住宅の請負建築を主な事業とする株式会社スズケン&コミュニケーションの出資により、「建築業」と「不動産業」「サービス業」の本格的融合により新しい価値を創造し、「第2の住宅産業を創る」ために徳島県徳島市に株式会社スズケン&クリエーションとして設立されました。

設立後の一年間は事業の準備及び商品の開発に専念し、平成22年3月に社名を株式会社フィットに変更した後、平成22年4月より規格住宅及び規格戸建賃貸住宅の販売を主要事業として本格的に活動を開始いたしました。

会社設立時から現在に至る主な変遷は、次のとおりです。

年月	沿革
平成21年4月	徳島県徳島市に株式会社スズケン&クリエーション（現当社）を設立
平成21年10月	コンパクト住宅フランチャイズ本部（現いえとち本舗フランチャイズ本部）設立 香川支店設立
平成22年3月	株式会社フィットに社名変更
平成22年7月	一般建設業許可（徳島県知事許可（般 - 22）第70109号）取得
平成24年2月	愛媛支店設立
平成24年5月	高知支店設立
平成24年7月	宅地建物取引業免許（国土交通大臣(1)第8312号）取得
平成24年10月	コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）販売開始
平成25年9月	F i t 神山町メガソーラー発電所 売電開始
平成25年10月	株式会社スズケン&コミュニケーションとの資本関係を解消 太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」販売開始
平成26年4月	東京本社設置
平成26年12月	一般建設業許可（国土交通大臣許可（般 - 26）第25619号）取得 規格戸建賃貸住宅やコンパクトソーラー発電所等の顧客を対象としたフランチャイズ「投資の窓口本部」設立
平成28年3月	東京証券取引所マザーズに株式を上場

### 3【事業の内容】

当社は、徳島県など四国を中心に規格住宅や規格戸建賃貸住宅の建築請負（住宅事業）、太陽光発電施設の販売（エナジー事業）、その他不動産に関連する事業（その他の事業）を行っております。

主な事業内容は次のとおりであります。

#### (1) 住宅事業

当社の住宅事業は、徳島県など四国エリアを中心に、規格住宅や規格戸建賃貸住宅の建築請負（土地及び建物のセット販売）を行っております。また、「いえとち本舗フランチャイズ本部」として加盟店に対して、建築資材の共同購買システムを提供しているほか、当社が事業展開をしていく中で得られた経験をもとに土地・建物のセット販売の独自の事業ノウハウの提供を行っております。

当社は、コンパクトな規格住宅「IETERRACE（イエテラス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL（フィットセル）」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich（フィットセルソラリッチ）」を販売しております。

当社商品の大きな特徴でもある「規格化」とは、「熟練の職人に頼らなくても、標準的に良い家が建てられる」ということを意味しております。当社は設計から施工まで品質に徹底的にこだわり、長く安心して暮らしていただける家づくりを目指しておりますが、同時に「規格化」の採用により、お客様に低価格で商品を提供しております。

「規格化」の具体的な取り組みとしては、下記2点があげられます。

#### イ．販売プロセスの効率化で経費を削減

- ・家のカタチを規格化することにより打ち合わせの工程を短縮する。また、「規格化」されたパッケージ商品の販売を行うことから営業人員の専門的な知識を要さない（人件費の削減）。
- ・クチコミ紹介やインターネットでお客様を集めることにより宣伝コストを圧縮する（営業経費の削減）。

#### ロ．現場管理の効率化で経費を削減

- ・材料をまとめて仕入れることによって材料コストを圧縮する（材料費の削減）。
- ・家を組み立てる作業工程の生産性が向上する（工事費及び経費の削減）。

当社は、上記の取り組みによりもたらされた利益を当社だけでなくお客様に対する販売価格へ還元することで低価格での提供を実現しております。

いえとち本舗フランチャイズ本部は、「日本の高すぎる家をもっと安く！そして、大変な家探しをもっと楽に！」をコンセプトに、「いえとち本舗」1カ所で土地も建物も選べて、かつ相談もできる仕組みをお客様に提供しております。

土地をお持ちでないお客様がマイホームを購入しようとするとき、通常は、希望の土地を探し、土地が決まったら住宅メーカーを探し、プランを考え、見積もりを取る等様々な負担が発生していました。お客様のこのような負担を緩和するサービスが、1カ所で土地も建物も選べて、かつ相談もできる仕組みを提供する「いえとち本舗」です。当社が運営するいえとち本舗フランチャイズ本部では、フランチャイズ加盟店に対して独自の事業ノウハウや建築資材の共同購買システムの提供をしております。一方、フランチャイズ加盟店を運営する会社は「いえとち本舗」の統一ブランド・統一イメージのもと、その地域のコンパクト住宅（注1）市場で最有力企業を目指して活動しております。このような加盟店が平成28年3月31日時点で全国に29店舗（24社）あります。

（注1） 当社の販売する住宅は、延床面積100㎡未満のコンパクトな住宅が基本となります。

## (2) エナジー事業

当社のエナジー事業においては、平成24年10月より、主に個人向け（投資家や会社員等）の投資商品として「コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）」の販売を行っております。また、自社においてもメガソーラー（大型太陽光発電施設）やコンパクトソーラー発電所を保有しております。

平成24年7月に、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まったこと、また「環境関連投資促進税制」等、再生可能エネルギー拡大のための政府の施策等が行われております。

このような状況の中、当社は土地を所有されていない投資家や会社員の方でも手軽な投資を可能とするための施策を行っております。その具体的な商品が、小型太陽光発電施設、不動産賃貸及び保守管理等をパッケージにして販売する「コンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）」です。

発電所の設置にあたっては、当社独自の不動産情報ネットワークを活用し、企業や個人の遊休地を安価な賃料で借り上げております。また、基礎と架台の構造を単純にする一方、ソーラーパネルやパワーコンディショナーなどの発電にとって重要な材料部分にコストをかけ、発電量が多く高品質な設備でありつつも、低価格での提供を可能にしております。この結果、初期投資額に対して比較的高い割合の年間売電収入が見込め、良い利回りが期待できる投資商品として、顧客にアプローチをしております。

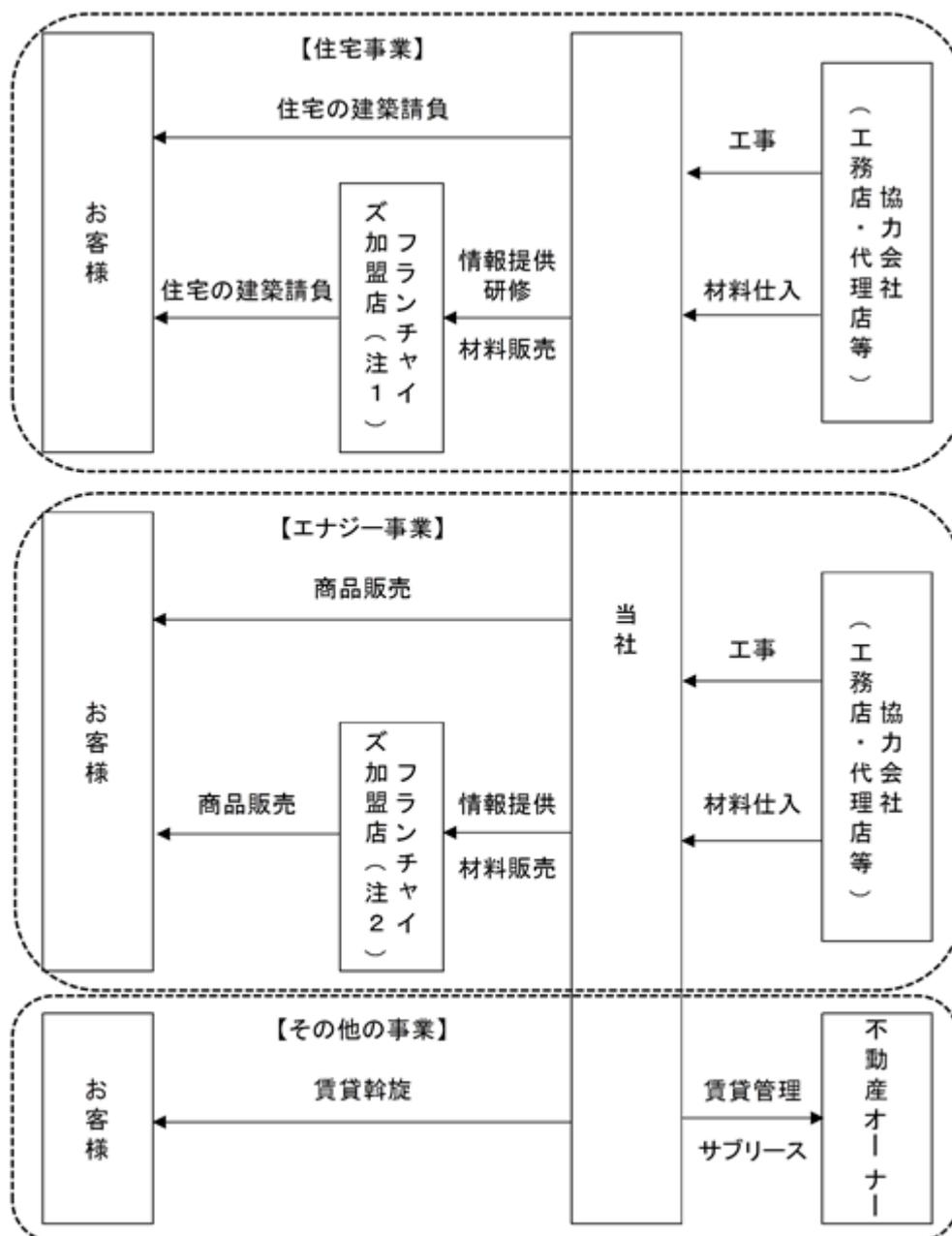
また、エナジー事業に関連する顧客への一つの窓口として、「投資の窓口」のフランチャイズ展開を行っております。当社は、「投資の窓口」に加盟する企業等に対し、ソーラーパネル等の材料の販売や、研修会を通じた情報の提供等を行っております。また、このような加盟店が平成28年3月31日時点で全国に17店舗（17社）あります。

## (3) その他の事業

当社はその他の事業として不動産賃貸管理業務やサブリース業務を行っております。賃貸住宅経営は、手間がかかり専門知識も必要になります。そのため不動産賃貸管理業務として、戸建賃貸物件等の所有者（不動産オーナー）から賃貸管理を受託しております。また、サブリース業務は、不動産オーナーから不動産物件を借り上げ、当社が貸主となって入居者に対し賃貸を行っております。

[事業系統図]

以上述べました事項を事業の系統図によって示しますと、以下のとおりであります。



(注1) 「いえとち本舗」「投資の窓口」(戸建賃貸住宅)

(注2) 「投資の窓口」(コンパクトソーラー発電所)

#### 4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

平成28年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
66(30)	37.4	2.3	4,825,560

セグメントの名称	従業員数(人)
住宅事業	40 (18)
エネルギー事業	15 (6)
報告セグメント計	55 (24)
その他	2 (2)
全社(共通)	9 (4)
合計	66 (30)

(注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

##### (2) 労働組合の状況

当社の労働組合は、結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1)業績

当事業年度における我が国経済は、堅調な企業収益を背景として、雇用や所得環境の改善が見られるなど、緩やかな回復傾向が続きました。当社が属する住宅業界におきましては、フラット35Sの金利優遇幅の拡大、住宅取得資金贈与の非課税枠の拡大、省エネ住宅ポイント制度等、政府の住宅取得支援策に下支えされるなか、本格的な回復に至っていないものの、回復の兆しが見られました。しかしながら、公共投資の伸び悩みや新興国の経済動向、欧州の債務問題など、我が国経済の景気を下押しするリスクに留意が必要な状況となっております。

また、エナジー事業におきましては、前事業年度に発生しました電力会社による再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対する回答保留や接続検討の期間が長引く等の影響は解消されており、順調に業績は拡大しました。

このような状況下におきまして、当社は「第2の住宅産業を創る」をテーマに業容の拡大に努め、引き続き関東エリアでの事業拡大を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,366,007千円(前事業年度比4.7%増)、営業利益1,084,746千円(前事業年度比1.7%減)、経常利益1,052,460千円(前事業年度比3.6%減)、当期純利益643,360千円(前事業年度比9.9%減)となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

#### 住宅事業

住宅事業におきましては、主力商品である規格住宅「IETERRACE(イエテラス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL(フィットセル)」、及び太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House(ソーラーリッチハウス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich(フィットセルソーラリッチ)」を四国エリア中心に販売してまいりました。また、「IETERRACE(イエテラス)」や「FIT CELL(フィットセル)」につきましても、余剰電力の買取制度に適合した太陽光発電設備を、お客様のご要望に応え標準搭載としております。

住宅事業では販売棟数は142棟となりました。

以上の結果、住宅事業の売上高は2,321,857千円(前年同期比10.4%減)となり、セグメント利益は194,129千円(前年同期比52.4%減)となりました。

#### エナジー事業

平成24年7月より始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電を中心とした発電事業者が急増し、再生可能エネルギーへの関心は高い状況が続いてまいりました。このような状況の中、当社は平成24年10月よりコンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)の販売事業を開始しました。当事業年度中に再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対し、複数の電力会社で回答保留が生じているほか、その他の電力会社においても接続検討の期間が長引く等の影響は解消されており、前事業年度に引き続き、当事業年度におきましても順調に業績は拡大しました。

エナジー事業では販売数は198.96区画となりました。

以上の結果、エナジー事業の売上高は4,737,145千円(前年同期比10.8%増)となり、セグメント利益は1,151,985千円(前年同期比15.5%増)となりました。

#### その他の事業

その他の事業については、引き続き不動産賃貸管理業務及びサブリース業務の積極的な展開を行い、取扱い数を増加させてまいりました。

以上の結果、その他の事業の売上高は307,004千円(前年同期比82.3%増)となり、セグメント利益は38,896千円(前年同期比707.4%増)となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動による資金の減少1,011,364千円、投資活動による資金の減少166,048千円、財務活動による資金の増加2,172,619千円により、前事業年度末と比較して995,207千円増加し、2,844,376千円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動による資金の減少は、1,011,364千円（前事業年度は1,209,649千円の増加）となりました。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動による資金の減少は、166,048千円（前事業年度は239,964千円の減少）となりました。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動による資金の増加は、2,172,619千円（前事業年度は233,209千円の増加）となりました。

なお、キャッシュ・フローの詳細は、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載しております。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社が営む住宅事業、エネルギー事業及びその他の事業では生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

### (2) 受注状況

当事業年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同期比(%)	受注残高(千円)	前年同期比(%)
住宅事業	1,744,987	83.1	1,035,505	96.4
エネルギー事業	3,805,310	111.8	1,073,568	129.4
合計	5,550,297	100.9	2,109,073	110.8

(注) 1. 金額は販売価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	前年同期比(%)
住宅事業(千円)	2,321,857	89.6
エネルギー事業(千円)	4,737,145	110.8
報告セグメント計(千円)	7,059,002	102.8
その他(千円)	307,004	182.3
合計(千円)	7,366,007	104.7

(注) 1. 主たる販売先は不特定多数の一般消費者であり、相手先別販売実績の総販売実績に対する割合が100分の10以上の販売先はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3【対処すべき課題】

当社は、平成28年6月25日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社における売上の計上時期に関する事実関係等の調査及び会計処理の適正性についての検討を行うことを目的として第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会から同年6月24日付で調査の結果判明した事実関係及びその問題点の報告並びに再発防止のための提言を目的とする調査報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領いたしました。

その後、本報告書における指摘事項及び提言を勘案し、再発防止策の検討を重ね、当社が実施する再発防止策の内容について検討いたしました。今後、コーポレートガバナンスの強化、コンプライアンス意識の向上、内部管理体制及び業務体制の見直し等の再発防止策を着実に推進し、全社一丸となり、信頼の回復に努めてまいります。

この目標を達成するとともに、事業基盤の確立のため、以下のような取り組みを重点課題とし、企業体制の強化を進めてまいります。

#### コーポレートガバナンスの強化

監査等委員会設置会社に移行するとともに、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会を設置することで、コーポレートガバナンスを強化する方針であります。

#### コンプライアンス意識の向上

役職員に対し、会計に関するコンプライアンス意識だけでなく全般的なコンプライアンス意識の向上を図る必要があることを認識しております。具体的には、外部の研修機関を利用した研修を実施する等の方法により、コンプライアンス意識の強化・向上を図る方針であります。

#### 内部管理体制の強化

当社は、平成28年3月末現在、取締役4名、従業員66名と規模が比較的小さく、内部管理体制も当該規模に応じたものとなっており、内部監査室も他部門の従業員が兼務しておりました。今後も事業規模の拡大を図っていく計画であるため、内部監査室は専任スタッフを採用し、個人情報管理体制の強化、コンプライアンス体制の強化、リスク管理体制の強化、予算統制を含めた経営管理体制の強化を図ってまいります。

#### 優秀な人材の採用及び育成

当社は近年急速な事業拡大をしておりますが、今後も同業他社との競争に負けないサービスの提供を行い、企業規模の拡大を目指すためには、優秀な人材の獲得と同時に、その人材が自己の能力を最大限に発揮し、さらに成長し続けることができるような教育研修体制の整備及びマネジメント体制の構築を図ることが重要と考えております。

#### 事業基盤の確立

当社は再生可能エネルギーの固定価格買取制度の開始に伴いコンパクトソーラー発電所（小型太陽光発電施設）の販売事業を開始し、また太陽光発電設備を搭載し、売電収入で住宅ローンの大幅返済を目指す「Solar Rich House（ソーラーリッチハウス）」を開発・販売する等により事業規模を拡大してまいりましたが、今後も既存事業から安定的な収益を確保しつつ、新規事業や新規商品の開発に投資していくことで事業基盤の確立を図ることが重要な経営課題であると考えております。そのために、競争力確保のためにコスト削減を継続的に図りながら、より質の高い商品を作り、お客様に還元すること、新しい情報や知識の確保だけでなく、販売先、資材調達先や工事協力業者など新規の取引先を増やしていく等の社外との協力体制の強化・構築にも今後も取り組んでまいります。

#### 4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

##### 1. 業績の季節変動について

当社では、戸建住宅の建築販売が主な事業の一つであることから、新年度を控えた引越しシーズンである3月から5月までの間に引渡しが集中する傾向にあります。そのため当社の住宅事業は、第4四半期に収益が偏重する傾向にあります。

したがって、景気動向、自然災害等の要因により第4四半期の引渡しに支障が生じた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

なお、平成28年3月期における住宅事業の四半期別売上高、セグメント利益の推移は次のとおりであります。

(単位：千円)

	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		通期	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
外部顧客への売上高	449,997	19.4	540,706	23.3	637,970	27.5	693,183	29.8	2,321,857	100.0
セグメント利益	41,161	21.2	51,169	26.3	83,018	42.8	18,779	9.7	194,129	100.0

(注)1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の金額は有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

##### 2. コンパクトソーラー発電所工事の遅延について

当社がエネルギー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所は、工事が完了し、顧客への引渡しをもって売上計上しております。したがって、自然災害等の要因により工事が遅延し、期中の引渡しに支障が生じた場合には、当該期間の売上高が減少し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### 3. 個人消費動向等の影響について

住宅事業及びエネルギー事業は、当社の主たるお客様は個人のお客様であることから、個人消費者の需要動向の影響を受ける傾向があります。また、景気動向、金利水準、地価水準等のマクロ経済要因の変動や消費者所得の減少、住宅税制の改正や再生エネルギー固定価格買取制度の改正、消費税等の税率変更等により個人消費者の需要が減少した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### 4. 政府の施策について

当社がエネルギー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所については「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく「再生エネルギー固定価格買取制度」の設備認定を取得しており、発電所を購入した顧客は同制度により政府が定めた一定期間、一定の価格で発電した電気を電力会社に売却することができます。固定買取価格制度では、電力会社が買取する費用を電気利用者から賦課金という形で集め、今はまだコストの高い再生可能エネルギーの導入を支えています。そのため、今後も太陽光発電は普及していくことが見込まれますが、同制度における買取価格は、毎年度、政府により定められることとなっており、今後は電力会社の電力料金を通じて徴収する賦課金により国民負担が増加することを避けるため、当該価格は低下していくことが見込まれております。さらに、太陽光発電設備を運営する事業者のコスト低減への努力を促すような買取価格設定の仕組みを構築するために、固定価格買取制度において買取価格の入札制度の導入が検討されており、数年後には運用開始が見込まれております。また、最近においては、太陽光発電設備の増加等の状況を受け、電力会社ごとの接続可能容量の事項等に起因する出力抑制等の新たな出力制御システムが導入されておりますが、当該システムの今後の運用によっては、太陽光発電設備を運営する事業者の収益に影響を与えることも想定されます。一方で、エネルギー需給構造の改革のため、エネルギー環境負荷低減推進税制(グリーン投資減税)が平成23年度税制改正により創設され、これ以降、節税を目的とした法人需要が発生してまいりましたが、今後は当該制度の変更や廃止が見込まれております。当社としましては、コンパクトソーラー発電所の開発にかかるコスト削減の取り組みやより発電効率の高いソーラーパネルの採用などにより、今後も顧客に対して有利な利回りが期待できる価格で当該発電所の販売を行っていく方針ですが、コスト削減の取組等の結果が計画通りに進まなかった場合や税制の変更や廃止によって、お客様の購入意欲が減退した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

また、住宅事業において販売している太陽光発電設備を搭載した規格戸建住宅及び規格戸建賃貸住宅についても、国又は地方自治体が支援する「住宅用太陽光発電導入支援対策補助金」制度の変更、廃止又は電力会社の余剰電力買取価格の減額等によりお客様の購入意欲が減退した場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 5. コンパクトソーラー発電所の周辺環境等の変化について

当社がエナジー事業において販売しているコンパクトソーラー発電所は、主に遊休農地や宅地を賃借または取得し設置しております。そのため周辺環境の変化により顧客が購入したコンパクトソーラー発電所の収益性が低下した場合や賃借している土地の権利関係等に変動等があった場合には、当社は顧客からクレームを受ける可能性があります。これによりクレーム対応費用が発生し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 6. 消費税増税について

当社の主要な事業である住宅は、一般家庭において購入する最も高額な耐久消費財と言われており、消費税率の動向によって需要が大きく左右される傾向があります。平成26年4月に消費税率は8%に引き上げられましたが、これに続き近い将来に消費税率が10%に引き上げられた場合、一時的な需要の先食いは見込まれるものの、中長期的には住宅着工数が低迷することが予想されます。これにより、受注・売上が減少し当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 7. 営業エリアが四国に集中していること並びに競合等の影響について

当社の住宅事業はこれまで四国エリアをマーケットとして新築一戸建住宅・戸建賃貸住宅の販売を行ってまいりました。そのため、平成28年3月31日現在、いえとち本舗の直営店は四国エリアに7店舗、関東エリアに1店舗であります。また、エナジー事業も太陽光発電設備の設置用地は四国エリアを中心に開発してまいりました。

今後は全国展開の一環として、関東エリアや関西エリアに展開していく計画であります。そのためには、これらのエリアの競合企業の動向やエリア特性等に対応した展開が必要となります。今後、このような対応が適切に取れない場合、当社の営業エリアの計画的な拡大が進まず、当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 8. 材料価格の高騰について

当社の住宅の建材や太陽光発電設備のソーラーパネル等の材料は、為替相場の変動等により仕入価格が高騰することが考えられ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 9. 外注管理について

当社は住宅及び太陽光発電設備の建設について、施工管理業務（品質・安全・工程・コストの各監理）を除き、原則として大工や左官、電気業者、水道業者などの専門業者ごとに直接工事を発注する分離発注の上、外注をしております。これは適切に分離発注することにより適正な競争が行われることを期待し、また、専門工事業者と直接契約することで、工事の進捗等について直接交渉することができ、施工の信頼性と品質の確保が期待できるためであります。

このように施工業務の大部分を外注に依存しているため、販売件数の増加や営業エリアの拡大に伴い外注先を十分に確保できない場合、または外注先の経営不振や繁忙等により工期が遅延した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。また、国内外の市場の動向等により、資材価格が上昇し、外注先の材料調達状況に影響が及んだ場合、その状況を販売価格へ転嫁することが難しい場合には、外注費の上昇により当社の業績に影響を与える可能性があります。

#### 10. 瑕疵担保責任について

当社は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」により、新築住宅の構造上主要な部分及び雨水の浸水を防止する部分について住宅の引渡日から10年間の瑕疵担保責任を負っております。その他の部分については、「宅地建物取引業法」により住宅の引渡日から最低2年間について瑕疵担保責任を負っております。加えて「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」により、住宅の瑕疵担保責任履行のための資力の確保が義務付けられております。万が一、当社の販売した物件に重大な瑕疵があるとされた場合には、その直接的な原因が当社以外の責によるものであっても、当社は売主として瑕疵担保責任を負うことがあります。その結果、補償工事費の増加や当社の信用力低下により、当社の業績や事業の展開等に影響を与える可能性があります。

#### 11. 自然災害等について

地震や台風等の大規模な自然災害の発生時には、被災した自社保有設備や建築現場の修復に加え、建物の点検や応急措置などの初動活動や支援活動等により、多額の費用が発生する可能性があります。

また、社会インフラの大規模な損壊で建築現場の資材等の供給が一時的に途絶えた場合等には、完成引渡しの遅延等により当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 12. 法的規制について

### 住宅事業

住宅事業では、事業運営上、宅地建物取引業法、建築基準法、建設業法、建築士法、国土利用計画法、農地法、特定商品取引法等による法的規制を受けております。

当社では、主要な許認可として、「宅地建物取引業法」に基づき宅地建物取引業免許を、「建設業法」に基づき一般建設業許可を受けております。

宅地建物取引業免許は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は平成29年7月であります。また、宅地建物取引業法第66条において免許の取消し、第65条において業務の停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

建設業許可は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は平成31年12月であります。また、建設業法第29条に建設業許可の取消し、第28条において業務停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

当社は、これらの許認可等を受けるための諸条件及び関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可等が取消となる事由は発生していないと認識しておりますが、今後、これらの関連法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合、またはこれらの法令等の規制について遵守できなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

### エネルギー事業

エネルギー事業は、電気事業法の影響を強く受けるため、現行法の改正によっては方針変更を余儀なくされる可能性があります。平成24年7月1日から開始されました再生可能エネルギーの固定価格買取制度に関しましては、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間一般電気事業者やP P S（特定規模電気事業者）等が買い取ることを義務付けるものですが、本法律の変更により買取価格の下落や、万が一、制度の廃止等により本制度が継続しなくなった場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、太陽光発電設備の設置工事を行っていることから、建設業法に基づく一般建設業許可を受けております。建設業許可は、5年毎の更新が義務付けられており、本書提出日現在の許可の有効期限は平成31年12月であります。また、建設業法第29条に建設業許可の取消し、第28条において業務停止等の処分の要件が定められており、当該要件に抵触した場合には免許の取消し、または期間を定めてのその業務の全部もしくは一部の停止等を命じられる可能性があります。

この許認可を受けるための諸条件及び関係法令の遵守に努めており、現状において当該許認可が取消となる事由は発生しておりませんが、今後、これらの関連法規が改廃された場合や新たな法的規制が設けられる場合、またはこれらの法令等の規制について遵守できなかった場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 13. 顧客情報等の管理について

当社は、当社物件のご購入の検討をいただくお客様やご購入いただいたお客様等、事業を行う上で多数の個人情報等を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しております。これらの情報管理については、その管理に万全を期するため、管理体制の構築、社内規程の整備、システム上のセキュリティ対策をはかるとともに、研修等により社員の情報管理意識の向上に努めております。しかしながら、万が一、これらの情報が外部流出した場合は、当社に対する信用の失墜や損害賠償等により、当社の業績に影響を与える可能性があります。

## 14. 代表者への依存について

当社は会社の規模が小さく、事業活動における主要な部分を代表取締役社長である鈴江崇文に依存しております。同氏は、当社設立以来の最高責任者であり、当社の大株主であります。同氏は、住宅業界に特化した経験と実績から、当社の経営方針や経営戦略及び製品戦略においても重要な役割を果たしており、当社事業の発展に大きく貢献しております。このため、当社では同氏への過度の依存を改善すべく組織的な経営体制を構築中ですが、現時点においては同氏が離職するような事態となった場合、当社の業績に重大な影響を与える可能性があります。

## 15. 訴訟等について

当社では、現時点において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。

しかしながら、当社が事業を継続していくうえでは、知的財産権他多種多様な訴訟リスクが継続的に存在します。

当社では、施工にあたっては近隣対策や周辺環境への配慮を含め品質管理に努め、またその他業務においては各種専門家を利用してリスク管理を行っておりますが、訴訟本来の性質を考慮すると係争中又は将来の訴訟の結果は予測不可能であり、係争中又は将来の訴訟のいずれかひとつでも不利な結果に終わった場合、当社の業績に影響を与える可能性があります。

16. その他

当社は、平成28年6月25日付「第三者調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、当社における売上の計上時期に関する事実関係等の調査及び会計処理の適正性についての検討を行うことを目的として第三者調査委員会を設置し、第三者調査委員会から同年6月24日付で調査の結果判明した事実関係及びその問題点の報告並びに再発防止のための提言を目的とする調査報告書（以下「本報告書」といいます。）を受領いたしました。

その後、本報告書における指摘事項及び提言を勘案し、再発防止策の検討を重ね、今般、当社が実施する再発防止策の内容について決定いたしました。再発防止策を着実に推進し、全社一丸となり、信頼の回復に努めてまいります。第三者調査委員会の設置等を原因として、当社に対して株主及び株主グループが損害賠償を求め訴訟提起し、当社への損害賠償請求が認められた場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたり、見積りが必要な事項については、一定の会計基準の範囲内において合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っております。

詳細については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」に記載しております。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当事業年度における流動資産の残高は5,868,942千円(前事業年度末3,320,194千円)となり、2,548,747千円増加しました。主な要因は、現金及び預金が995,207千円、売掛金が343,573千円、製品が407,316千円、販売用不動産が340,711千円それぞれ増加したこと等によるものです。

#### (固定資産)

当事業年度における固定資産の残高は951,166千円(前事業年度末830,609千円)となり、120,557千円増加しました。主な要因は、有形固定資産が64,523千円増加したこと等によります。

#### (流動負債)

当事業年度における流動負債の残高は1,867,381千円(前事業年度末2,191,725千円)となり、324,344千円減少しました。主な要因は、短期借入金が210,000千円、未払法人税等が148,295千円、それぞれ減少したこと等によるものです。

#### (固定負債)

当事業年度における固定負債の残高は1,256,722千円(前事業年度末767,266千円)となり、489,456千円増加しました。主な要因は、長期借入金が417,912千円増加したこと等によるものです。

#### (純資産)

当事業年度における純資産の残高は3,696,004千円(前事業年度末1,192,912千円)となり、2,503,092千円増加しました。主な要因は、新株の発行により資本金と資本準備金がそれぞれ930,258千円増加したこと、並びに当期純利益の獲得により、利益剰余金が643,360千円増加したことによります。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高)

当事業年度における我が国経済は、堅調な企業収益を背景として、雇用や所得環境の改善が見られるなど、緩やかな回復傾向が続きました。当社が属する住宅業界におきましては、フラット35Sの金利優遇幅の拡大、住宅取得資金贈与の非課税枠の拡大、省エネ住宅ポイント制度等、政府の住宅取得支援策に下支えされるなか、本格的な回復に至っていないものの、回復の兆しが見られました。しかしながら、公共投資の伸び悩みや新興国の経済動向、欧州の債務問題など、我が国経済の景気を下押しするリスクに留意が必要な状況となっております。

また、エナジー事業におきましては、前事業年度に発生しました電力会社による再生可能エネルギー発電設備の接続申し込みに対する回答保留や接続検討の期間が長引く等の影響は解消されており、順調に業績は拡大しました。

このような状況下におきまして、当社は「第2の住宅産業を創る」をテーマに業容の拡大に努め、引き続き関東エリアでの事業拡大を進めてまいりました。

以上の結果、売上高は7,366,007千円（前事業年度比4.7%増）となりました。

#### (営業利益)

売上原価は5,260,274千円（前年同期比4.6%増）となりました。主な要因としましては、不動産等販売高の増加に伴う不動産等販売原価の増加285,952千円等によるものであります。

販売費及び一般管理費は、1,020,985千円（前年同期比13.2%増）となりました。主な要因としましては、人員増加による給与及び手当並びに賞与の増加35,903千円、採用費の増加19,386千円等によるものであります。

以上の結果、営業利益は1,084,746千円（前年同期比1.7%減）となりました。

#### (経常利益)

営業外収益は7,031千円（前年同期は1,879千円）となり、営業外費用は、株式交付費並びに上場関連費用の計上等により39,317千円（前年同期は14,456千円）となりました。

以上の結果、経常利益は1,052,460千円（前年同期比3.6%減）となりました。

#### (税引前当期純利益)

特別利益並びに特別損失の計上が無かったため、税引前当期純利益は1,052,460千円（前年同期比3.6%減）となりました。

#### (当期純利益)

税引前当期純利益に法人税等合計を計上し当期純利益は643,360千円（前年同期比9.9%減）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動による資金の減少1,011,364千円、投資活動による資金の減少166,048千円、財務活動による資金の増加2,172,619千円により、前事業年度末と比較して995,207千円増加し、2,844,376千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における営業活動による資金の減少は、1,011,364千円（前事業年度は1,209,649千円の増加）となりました。主な要因は、税引前当期純利益1,052,460千円を計上した一方で、売上債権の増加345,202千円、棚卸資産の増加1,225,362千円、法人税等の支払額が539,063千円あったことにより資金が減少したことによります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における投資活動による資金の減少は、166,048千円（前事業年度は239,964千円の減少）となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出が118,209千円あったことによります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度における財務活動による資金の増加は、2,172,619千円（前事業年度は233,209千円の増加）となりました。主な要因は、長期借入れによる収入710,000千円、株式の発行による収入が1,847,983千円あったことにより資金が増加した一方で、短期借入金の純減額210,000千円により資金が減少したことによります。

(5) 経営戦略の現状と今後の見通しについて

国内の住宅業界や不動産業界は、少子高齢化及びそれらを起因とする世帯数減少により、中長期的に市場の縮小が予想されるなど厳しい業界環境に置かれております。このような環境で当社は「第2の住宅産業を創る」ことを経営理念とし、更なる成長を実現するために、下記の戦略を遂行することで業容の拡大を図ってまいります。

四国エリアと関東エリア及び関西エリアへの直営店の出店とその他エリアでのフランチャイズ展開による全国展開

商品力強化と販売力強化

資材調達先や工事協力業者の新規開拓等社外との協力体制の強化・構築

住宅事業の海外進出

資金調達手段の多様化による自己資本増強

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載しております。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針について

「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度における設備投資総額は132,819千円であり、主として徳島本社の土地及び建物の取得92,261千円を実施しております。

なお、当事業年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (千円)	構築物 (千円)	機械及び装 置(千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
徳島本社 (徳島県徳島市)	全社	本社機能	19,304	-	-	70,738 (1,455.64)	90,042	43 (21)
F i t 神山町メガソーラー発 電所 (徳島県名西郡神山町)	エナジー事業	大規模太陽光 発電施設	-	19,109	268,158	-	287,268	-
コンパクトソーラー発電所 (徳島県鳴門市他)	エナジー事業	小型太陽光発 電施設	-	-	202,032	-	202,032	-
発電所用地 (徳島県徳島市他)	エナジー事業	大規模太陽光 発電施設他	-	-	-	161,123 (62,218.15)	161,123	-

(注) 1. 「帳簿価額」は、建設仮勘定を除く有形固定資産の帳簿価額であります。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

3. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	従業員数(人)	年間賃借料(千円)
東京本社 (東京都渋谷区)	全社	本社機能	14 (6)	13,292
関西支社 (神戸市中央区)	全社	支社機能	4 (-)	6,914

(注) 従業員数の( )は、臨時雇用者数を外書しております。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、事業計画、投資効率、人員増加等を総合的に勘案して策定しております。

なお、重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

##### (1) 重要な設備の新設

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
メガソーラー発 電所 (徳島県徳島市 他)	エナジー事業	大規模太陽光 発電施設	670,000	129,722	借入金	平成26. 3	平成28. 9	113% 増加

(注) 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,800,000
計	12,800,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (平成28年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成28年7月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	4,270,000	4,270,000	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式 であり、株主と しての権利内容 に何ら限定のな い当社における 標準となる株式 であります。ま た、単元株式数 は100株であり ます。
計	4,270,000	4,270,000	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### 第1回新株予約権(平成26年3月23日臨時株主総会決議)

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年6月30日)
新株予約権の数(個)	40	40
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,000(注)1、5	8,000(注)1、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	303(注)2、5	303(注)2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月22日 至 平成36年3月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 303 資本組入額 152 (注)4、5	発行価格 303 資本組入額 152 (注)4、5
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>企業再編を行う場合は、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。)の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。</p> <p>(1) 目的たる再編会社の株式の種類 本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式</p> <p>(2) 目的たる再編会社の株式の数 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(3) 権利行使に際して払込むべき金額 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(6) 割当に関する事項 権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てるものとする。</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりであります。

権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第2回新株予約権（平成26年3月23日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年6月30日）
新株予約権の数（個）	39	38
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	7,800（注）1、5	7,400（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	303（注）2、5	303（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年4月22日 至 平成36年3月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 （円）	発行価格 303 資本組入額 152 （注）4、5	発行価格 303 資本組入額 152 （注）4、5
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>企業再編を行う場合は、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。)の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。</p> <p>(1) 目的たる再編会社の株式の種類 本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式</p> <p>(2) 目的たる再編会社の株式の数 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(3) 権利行使に際して払込むべき金額 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(6) 割当に関する事項 権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てるものとする。</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりであります。

権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権（平成26年12月22日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年6月30日）
新株予約権の数（個）	18	16
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	3,600（注）1、5	3,200（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	303（注）2、5	303（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成28年12月24日 至 平成36年12月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 （円）	発行価格 303 資本組入額 152 （注）4、5	発行価格 303 資本組入額 152 （注）4、5
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	同左
代用払込みに関する事項		

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>企業再編を行う場合は、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。)の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。</p> <p>(1) 目的たる再編会社の株式の種類 本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式</p> <p>(2) 目的たる再編会社の株式の数 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(3) 権利行使に際して払込むべき金額 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(6) 割当に関する事項 権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てるものとする。</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりであります。

権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権（平成27年11月23日臨時株主総会決議）

区分	事業年度末現在 （平成28年3月31日）	提出日の前月末現在 （平成28年6月30日）
新株予約権の数（個）	26	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	5,200（注）1、5	4,800（注）1、5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	580（注）2、5	580（注）2、5
新株予約権の行使期間	自 平成29年11月25日 至 平成37年11月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 （円）	発行価格 580 資本組入額 290 （注）4、5	発行価格 580 資本組入額 290 （注）4、5
新株予約権の行使の条件	（注）3	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡するには、取締役会の承認を 得なければならない	同左
代用払込みに関する事項		

区分	事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年6月30日)
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>企業再編を行う場合は、手続きに応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社(いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編会社」という。)の新株予約権を下記の方針に従って権利者に交付することができる。</p> <p>(1) 目的たる再編会社の株式の種類 本新株予約権の目的たる株式と同種の再編会社株式</p> <p>(2) 目的たる再編会社の株式の数 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1株未満の端数は切捨てる。なお、企業再編の比率とは、企業再編の条件の基礎となった会社と再編会社の株式の1株当たりの価額の比率を意味し、詳細は企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(3) 権利行使に際して払込むべき金額 企業再編の比率に応じて調整する。調整後の1円未満の端数は切捨てる。</p> <p>(4) 権利行使期間、権利行使条件、取得事由、その他新株予約権の内容 本新株予約権の内容に準じて、企業再編にかかる契約書または計画において定めるものとする。</p> <p>(5) 取締役会による譲渡承認について 本新株予約権の譲渡について、再編会社の取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>(6) 割当に関する事項 権利者の有する本新株予約権の数に応じて割当てるものとする。</p>	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株であります。

ただし、新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割(株式無償割当を含む、以下同じ。)または株式併合を行う場合、付与株式数を次の算式により調整するものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降にそれぞれ適用されるものとし、調整により生じた1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(または併合)の比率

2. 新株予約権割当日後、当社が普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、行使価額は、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日以降、株式併合においてはその効力発生日の翌日以降に行われたものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が調整前行使価額を下回る価額で普通株式の発行または処分する場合、株式無償割当を行った場合、または調整前行使価額を下回る価額で普通株式を取得し得る潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは会社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。）の発行を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。なお、次の算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、次の算式における「新発行株式数」は「処分する自己株式数」とし読み替える。このほか、潜在株式等を発行することにより調整が行われる場合における「新株発行数」とは、発行される潜在株式等の目的たる普通株式の数を、「1株あたり払込金額」とは、目的となる普通株式1株あたりの取得価額をそれぞれ意味するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

さらに、会社が合併する場合、株式交換を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、会社は取締役会の決議をもって適当と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件については、次のとおりであります。

権利行使時において当社または子会社の取締役、監査役または使用人であることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由により新株予約権を取得した場合はこの限りでない。

当社株式が国内の証券取引所に上場されて6ヶ月以上経過しなければ、権利の行使ができないものとする。

相続により新株予約権を取得した者が権利行使をしようとするときは、当社の取締役会の承認を得るものとする。

その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」により定めるものとする。

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
5. 平成27年11月23日開催の取締役会決議により、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

- (4) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成25年12月30日 (注)1	200	800	17,619	47,619	17,619	17,619
平成26年1月30日 (注)2	15,200	16,000		47,619		17,619
平成27年12月12日 (注)3	3,184,000	3,200,000		47,619		17,619
平成28年3月10日 (注)4	1,070,000	4,270,000	930,258	977,877	930,258	947,877

(注)1. 有償第三者割当増資 発行価格 176,190円 資本組入額 88,095円

割当先 鈴江崇文160株、尾崎昌宏40株

2. 株式分割(1:20)によるものであります。

3. 株式分割(1:200)によるものであります。

4. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,890円

引受価額 1,738.80円

資本組入額 869.40円

払込金総額 1,860,516千円

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の 状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	-	3	18	53	4	5	2,527	2,610	
所有株式数 (単元)	-	773	2,385	24,330	559	29	14,622	42,698	200
所有株式数 の割合 (%)	-	1.81	5.59	56.98	1.30	0.07	34.25	100.00	

(7)【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社エフピーライフ	徳島県徳島市南田宮二丁目3番102号	2,400,000	56.21
鈴江 崇文	徳島県板野郡松茂町	640,000	14.99
尾崎 昌宏	東京都世田谷区	160,000	3.75
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	85,900	2.01
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ銀行	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決済事 業部	50,000	1.17
楽天証券株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14番1号	43,500	1.02
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番10号	37,600	0.88
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	36,300	0.85
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番1号 麹町大通 ビル13階	26,101	0.61
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町一丁目4番地	22,000	0.52
計	-	3,501,401	82.00

( 8 ) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 4,269,800	42,698	
単元未満株式	200		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	4,270,000		
総株主の議決権		42,698	

【自己株式等】

該当事項はありません。

( 9 ) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第 1 回新株予約権（平成26年 3 月23日臨時株主総会決議）

当社取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成26年 3 月23日臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年 3 月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

第 2 回新株予約権（平成26年 3 月23日臨時株主総会決議）

当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成26年 3 月23日臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年 3 月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 51
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 1 . 「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2 . 本書提出日現在、付与対象者は退職による減少並びに従業員の取締役就任により、当社取締役 1 名、当社従業員20名であります。

第3回新株予約権（平成26年12月22日臨時株主総会決議）

当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成26年12月22日臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成26年12月22日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 23
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2．本書提出日現在、付与対象者は退職により減少し、当社従業員13名であります。

第4回新株予約権（平成27年11月23日臨時株主総会決議）

当社取締役及び当社従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行することを、平成27年11月23日臨時株主総会において特別決議されたものであります。

決議年月日	平成27年11月23日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 1 当社従業員 15
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。

（注）1．「付与対象者の区分及び人数」欄は、付与日における区分及び人数を記載しております。

2．本書提出日現在、付与対象者は退職により減少し、当社取締役1名、当社従業員11名であります。

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

### (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

## 3【配当政策】

当社は、可能な限り安定的な配当水準を維持することを配当政策の基本としており、今後の事業展開及びキャッシュ・フローの状況を総合的に勘案のうえ、業績への連動性を重視したうえで、利益配分を行うことを基本方針としております。

しかしながら当社は、未だ成長途上であることから、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため、配当を行っておりません。

内部留保資金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

今後は、将来の事業拡大に必要な内部留保による財務基礎の強化、配当性向等を総合的に勘案し決定する所存であります。

なお、当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。なお、配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会となっております。

## 4【株価の推移】

### (1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
最高(円)	-	-	-	-	1,772
最低(円)	-	-	-	-	1,335

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成28年3月11日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

### (2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成27年10月	11月	12月	平成28年1月	2月	3月
最高(円)	-	-	-	-	-	1,772
最低(円)	-	-	-	-	-	1,335

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

なお、平成28年3月11日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性7名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長		鈴江 崇文	昭和48年12月8日生	平成9年4月 三井ホーム(株)入社 平成13年5月 (株)スズコー（現(株)フィットスマイル）取締役就任 平成13年10月 ゴーイングホーム(株)（現(株)LIXIL住宅研究所）入社 平成14年8月 (株)スズケン工業（現(株)スズケン&コミュニケーション）取締役就任 平成15年10月 同社 取締役営業推進部長就任 平成20年10月 同社 代表取締役就任 平成21年4月 当社設立 代表取締役社長就任（現任） 平成22年2月 (株)フィットステーション（現(株)フィットスマイル）代表取締役就任	(注)3	640,000
取締役	管理本部長	尾崎 昌宏	昭和40年4月1日生	平成4年10月 中央新光監査法人入所 平成9年1月 尾崎公認会計士事務所代表就任（現任） 平成14年3月 アルファグループ(株)取締役就任 平成17年5月 ディップ(株)監査役就任 平成19年6月 (株)イオレ取締役就任 平成25年7月 (株)フロンティアインターナショナル執行役員就任 平成25年12月 当社顧問就任 平成26年1月 当社取締役就任 平成26年4月 当社取締役管理本部長就任（現任）	(注)3	160,000
取締役	資産形成事業部部長	佐伯 卓彦	昭和35年6月14日生	昭和60年4月 ダイア建設(株)入社 平成4年2月 愛媛セキスイハイム(株)入社 平成11年5月 (株)スズケン工業（現(株)スズケン&コミュニケーション）入社 平成22年4月 当社入社 住宅ネットワーク事業担当 平成24年4月 当社統括本部FC運営室いえとち本舗FC加盟店サポート担当 平成26年4月 当社社長室室長就任 平成27年4月 当社事業開発室室長就任 平成27年8月 当社執行役員 事業本部副本部長就任 平成27年10月 当社資産形成事業部部長就任 平成27年11月 当社取締役資産形成事業部部長就任（現任）	(注)3	

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		川崎 和久	昭和41年2月10日生	平成元年4月 日本特殊陶業(株)入社 平成12年1月 (株)ウェブサーブ入社 平成15年4月 (株)アルゴ21(現キヤノンITソリューションズ(株))入社 平成19年12月 K3クリエイティブ代表就任 平成24年10月 当社顧問就任 平成25年4月 (株)FTC・コンサルティング代表取締役就任(現任) 平成25年6月 (株)三洋堂ホールディングス顧問就任(現任) 平成26年1月 当社取締役就任(現任)	(注)3	
監査役 (常勤)		石井 達久	昭和22年6月5日生	昭和45年4月 財団法人流通経済研究所入社 昭和55年7月 (株)デニーズジャパン(現株)セブン&アイ・フードシステムズ)入社 昭和58年6月 (株)モスフードサービス入社 昭和62年8月 (株)エドケン入社 平成2年10月 (株)総合経営研究所入社 平成18年4月 (株)WILL代表取締役就任 平成24年9月 当社顧問就任 平成26年1月 当社監査役就任(現任)	(注)4	
監査役		二瓶 直和	昭和53年8月27日生	平成11年4月 アルファグループ(株)入社 平成18年6月 新創監査法人入所 平成25年10月 二瓶公認会計士事務所代表就任(現任) 平成26年4月 当社監査役就任(現任)	(注)4	
監査役		川人 洋一	昭和30年4月29日生	昭和55年4月 川人勲税理士事務所入所 昭和60年4月 (株)マネジメントスタッフ代表取締役就任(現任) 平成18年5月 税理士法人アクシス 川人税理士事務所 代表社員就任(現任) 平成26年6月 (有)エムエスサービス取締役就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注)4	
計						800,000

- (注) 1. 取締役 川崎和久は、社外取締役であります。
2. 監査役 石井達久、二瓶直和及び川人洋一は、社外監査役であります。
3. 平成27年11月23日開催の臨時株主総会終結の時から、平成29年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 平成27年11月23日開催の臨時株主総会終結の時から、平成31年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

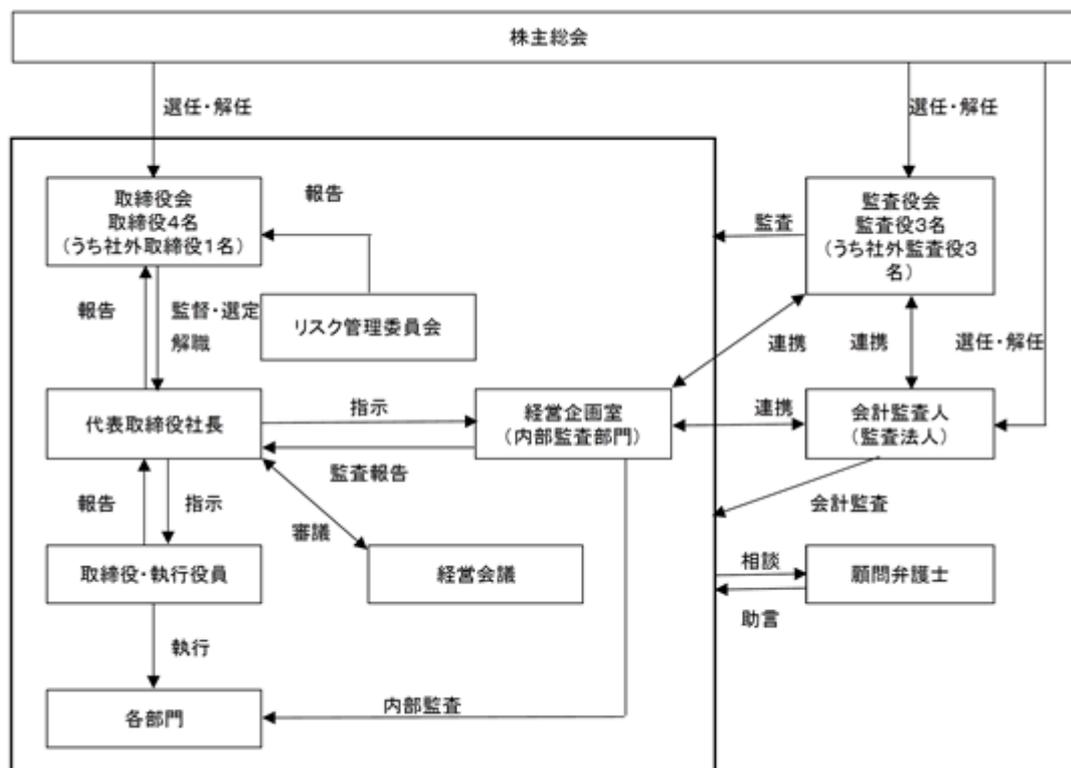
### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的な企業価値の向上や株主の皆様をはじめとするステークホルダー（利害関係者）の信頼感を高める観点から、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制を確立することを基本姿勢としております。

会社の機関の内容・内部統制システムの整備状況等

#### a 会社の機関・内部統制の関係を示す図表



#### b 内部統制システムの整備状況

当社は下記のとおり取締役会にて内部統制システムの構築の基本方針を決定し決議しております。このもとで取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制づくりに努めております。

##### 1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 職務の執行に係る文書その他の情報は、法令及び文書管理規程、その他社内規程に基づき保存・管理をする。なお、保存・管理体制は必要に応じて見直し等を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

##### 2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 損失の危険（以下、「リスク」という。）の予防及び発生したリスクへの対処につきリスク管理規程及びその他社内規程を制定・運用するとともに従業員等への教育を行う。
- (2) リスク管理委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対応する管理体制を構築する。
- (3) 危機発生時には、対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して適切かつ迅速に対処するものとする。

##### 3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (2) 稟議規程に基づき業務執行内容をチェックし、執行段階での牽制機能が働くようにする。
- (3) 取締役会及び経営会議を月1回定期的に開催し、経営状況を共有するとともに、各組織の活動状況を把握し取締役自らの業務執行の効率化を図る。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (1) コンプライアンス規程を制定・運用するとともに、リスク管理委員会によるコンプライアンス体制の維持・向上を図る。
  - (2) 内部監査を実施し、職務執行が法令及び定款に適合していることを確認する。
  - (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
  - (4) 反社会的勢力との関係を一切遮断する。これを達成するため、反社会的勢力への対応を所管する部署を管理本部と定め、その対応に係る反社会的勢力対策に関する規程等の整備を行うとともに、有事には警察等の外部専門機関と連携し毅然と対応できる体制を整える。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - (1) 関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき関係会社管理を行う。
  - (2) 取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、経営企画室はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
  - (3) 内部監査担当部門は当社及び子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役に報告する。
  - (4) 当社で定めるコンプライアンス規程を当社グループにも周知徹底させ、当社グループ全体のコンプライアンス体制の構築を目指す。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、その職務の執行を補助する人員を配置する。
7. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
  - (1) 監査役より監査役補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長等の指揮・命令は受けないものとする。
  - (2) 当該人員の人事異動、評価等については、監査役会の意見を尊重する。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - (1) 各監査役は、原則として取締役会に出席し、常勤監査役は経営会議等重要な会議体にも出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
  - (2) 取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす事実が発生し又は発生する恐れがあるとき、信用を著しく失墜させる事態、内部管理の体制・手続き等に関する重大な欠陥や問題、法令違反等の不正行為や重大な不当行為が生じたときは、直ちに書面もしくは口頭にて監査役に報告する。
  - (3) 監査役はいつでも、経営会議等各種会議の議事録及び議事資料を自由に閲覧することができる。同時に、取締役及び使用人に報告を求めることができる。
9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (1) 監査役会は法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
  - (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
  - (3) 監査役は、内部監査担当者、会計監査人と定期的に情報交換を行い、連携を深め、実効的監査が行えるようにする。
  - (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

#### c 取締役会

取締役会は4名（うち社外取締役1名）で構成されており、原則として月1回定例で取締役会を開催し、取締役4名の審議により審議事項を各取締役から説明し決議する体制をとっております。また、緊急の取締役会決議を要する重要事項については、臨時取締役会を招集し、個別審議により決議することとしております。

#### d 監査役会

当社は会社法関連法令に基づく監査役会設置会社であります。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、ガバナンスのあり方とその運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。監査役は、取締役会への出席のうえ、取締役の業務執行の把握に随時努めており、適宜質問を行うことにより、取締役の職務の執行を監査しております。社外監査役は、公認会計士、税理士等であり、それぞれ職業専門家の観点より経営監視を実施していただくこととしております。監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・従業員・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使の他、常勤監査役は、重要な会議体への出席や店舗への往査など実効性のあるモニタリングに取り組んでおります。

なお、監査役会の開催状況は、原則として月1回となっております。

また、経営企画室（内部監査部門）及び会計監査人とも随時情報交換を行い、監査の実効性を高めるよう連携に努めております。

e 経営会議

経営会議は、原則として月1回開催し、法令及び定款において取締役会の専決事項とされていることや取締役会規程で決議事項と定められている事項を除き、当社の経営に関する重要事項についての決議を行う会議体となっております。

また、取締役会の諮問機関として、業務報告等及び会社経営全般にわたる重要な執行方針を協議する機関でもあります。

経営会議を構成するのは取締役4名及び執行役員2名となっております。

f 内部監査

当社の代表取締役直轄で設置しております経営企画室（人員1名）では、年間監査計画に基づき、当社の業務全般の監査を実施することで、コンプライアンス、リスクマネジメント、業務プロセスの適正性・効率性の面から業務運営の健全性を監査しております。不適切事項に対しては、業務改善を勧告するとともに改善報告書を求め、社長に報告しております。また、経営企画室は監査役及び会計監査人と随時情報交換をしており、相互に連携することで監査の実効性を高めるよう取り組んでおります。

g 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。なお、平成28年3月期において業務を執行した公認会計士は、井上隆司氏、勢志元氏の2名であり、当該会計監査業務に係る補助者は6名（公認会計士2名、会計士試験合格者3名、その他1名）であります。

上記の他に顧問契約を締結している顧問弁護士よりコーポレート・ガバナンス体制に関して助言を適宜受けております。

リスク管理体制の整備状況

当社では、取締役会の下に代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。

当社のリスク管理委員会は取締役の全員が委員となっており、それに加えて、リスク管理委員会にて検討すべき個別の案件に応じて、リスク管理委員会が必要と認めるものを臨時に委員として任命し、個別の案件への対応を行っております。

業務上発生しうるリスクについては、各種規程、業務マニュアルで業務上のルール及び手順を定めることにより、リスクの発生を防ぐ体制をとっております。

役員報酬等の内容

a 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	ストックオプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	67,246	67,246	-	-	-	3
監査役 (社外監査役を除く。)	-	-	-	-	-	-
社外役員	22,440	22,440	-	-	-	4

b 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

c 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項のうち重要なものはありません。

d 役員の報酬等の額の決定に関する方針

当社は役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。取締役及び監査役の報酬の決定については、株主総会で総枠の決議を得ております。各役員の額については、それぞれ取締役会、監査役会で決めております。

#### 社外取締役及び社外監査役と当社との関係

当社はコーポレート・ガバナンスの体制強化を経営上の重要な課題の一つとして位置付けており、社外取締役及び社外監査役を選任し、中立的な立場から有益な監督及び監査を十分に行える体制を整備し、かつ経営監視機能の強化に努めております。

当社の社外取締役は、川崎和久 1 名であり、同氏と当社の間には新株予約権を30個保有する資本関係がありますが、人的関係及び取引関係その他利害関係はありません。なお、川崎和久が代表を務める(株)FTC・コンサルティングと当社の間には、営業上の取引はありません。

当社の社外監査役は、石井達久、二瓶直和及び川人洋一の3名であり、両氏と当社の間には人的関係、資本的關係及び取引関係その他利害関係はありません。

また、二瓶直和は二瓶公認会計士事務所の代表を、川人洋一は(株)マネジメントスタッフ、税理士法人アクセス 川人税理士事務所の各代表及び(有)エムエスサービスの取締役を務めておりますが、各社と当社の間には、営業上の取引はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

#### 取締役会で決議することができる株主総会決議事項

##### イ．自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

##### ロ．中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を可能にするため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当ができる旨を定款に定めております。

##### ハ．取締役及び監査役の責任免除の内容

当社は、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款で定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

( 2 ) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
21,500		72,500	1,500

(注) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、訂正四半期財務諸表に係る監査報酬の額を含んでおります。

【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度)

該当事項はありません。

(当事業年度)

当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、新規上場に係るコンフォートレター作成業務であります。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は策定しておりませんが、監査法人からの見積提案をもとに、当社の規模・業務の特性等の観点から監査日数及び監査従事者の構成等の要素を勘案して検討し、監査役会の同意を得て、取締役会へ報告しております。

## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更についての的確に対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計機構へ加入し、同機構のホームページの閲覧や同機構が開催するセミナー等に参加するとともに、監査法人他主催のセミナーへの参加及び財務・会計の専門書の購読等を行っております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,849,168	2,844,376
売掛金	2 168,950	2 512,524
販売用不動産	2 482,881	2 823,592
製品	82,933	490,250
仕掛品	459,016	688,711
材料貯蔵品	71,142	308,685
前渡金	105,335	47,334
前払費用	32,377	53,574
繰延税金資産	59,464	25,565
1年内回収予定の長期貸付金	3,042	2,380
その他	6,031	71,947
貸倒引当金	150	-
流動資産合計	3,320,194	5,868,942
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	10,907	33,012
構築物(純額)	22,192	19,109
機械及び装置(純額)	2 522,434	2 470,190
車両運搬具(純額)	3,527	3,213
工具、器具及び備品(純額)	5,703	4,539
土地	151,027	231,861
建設仮勘定	10,032	28,422
有形固定資産合計	1 725,825	1 790,349
無形固定資産		
ソフトウェア	5,911	5,837
ソフトウェア仮勘定	-	1,750
無形固定資産合計	5,911	7,587
投資その他の資産		
長期貸付金	16,646	10,868
破産更生債権等	-	4,950
長期前払費用	12,201	26,966
その他	73,073	117,032
貸倒引当金	3,049	6,587
投資その他の資産合計	98,871	153,230
固定資産合計	830,609	951,166
繰延資産		
開業費	1,101	-
繰延資産合計	1,101	-
資産合計	4,151,904	6,820,109

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	439,989	669,576
短期借入金	210,000	-
1年内返済予定の長期借入金	2 65,352	2 182,076
未払金	180,251	166,890
未払費用	51,505	64,696
未払法人税等	345,692	197,397
未払消費税等	122,819	-
前受金	664,634	478,587
預り金	50,449	55,411
賞与引当金	34,041	28,092
完成工事補償引当金	26,990	24,655
流動負債合計	2,191,725	1,867,381
<b>固定負債</b>		
社債	100,000	100,000
長期借入金	2 480,938	2 898,850
繰延税金負債	13,705	12,288
資産除去債務	52,500	54,114
その他	120,122	191,469
固定負債合計	767,266	1,256,722
負債合計	2,958,992	3,124,104
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	47,619	977,877
資本剰余金		
資本準備金	17,619	947,877
資本剰余金合計	17,619	947,877
利益剰余金		
その他利益剰余金		
特別償却準備金	1,848	1,580
繰越利益剰余金	1,125,826	1,769,454
利益剰余金合計	1,127,674	1,771,034
株主資本合計	1,192,912	3,696,788
評価・換算差額等		
繰延ヘッジ損益	-	783
評価・換算差額等	-	783
純資産合計	1,192,912	3,696,004
負債純資産合計	4,151,904	6,820,109

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高		
不動産等販売高	5,502,694	5,927,286
その他の売上高	1,530,676	1,438,720
売上高合計	7,033,371	7,366,007
売上原価		
不動産等販売原価	1 3,932,118	1 4,218,071
その他売上原価	1,095,119	1,042,203
売上原価合計	5,027,238	5,260,274
売上総利益	2,006,132	2,105,732
販売費及び一般管理費	2 902,288	2 1,020,985
営業利益	1,103,844	1,084,746
営業外収益		
受取利息	556	727
貸倒引当金戻入額	500	2,249
その他	823	4,054
営業外収益合計	1,879	7,031
営業外費用		
支払利息	9,906	15,708
社債利息	14	1,048
株式交付費	-	12,532
株式公開費用	-	9,838
社債発行費	1,565	-
その他	2,970	189
営業外費用合計	14,456	39,317
経常利益	1,091,266	1,052,460
特別利益		
固定資産売却益	3 269	3 -
特別利益合計	269	-
税引前当期純利益	1,091,535	1,052,460
法人税、住民税及び事業税	391,177	376,234
法人税等調整額	13,769	32,865
法人税等合計	377,407	409,100
当期純利益	714,127	643,360

【不動産等販売原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		2,106,525	53.6	2,041,932	48.4
労務費		1,524	0.0	2,109	0.1
外注費		1,653,849	42.1	1,586,822	37.6
諸経費		63,339	1.6	62,662	1.5
不動産購入費		106,880	2.7	524,546	12.4
合計		3,932,118	100.0	4,218,071	100.0

(注) 原価計算の方法は個別原価計算によっております。

【その他売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
サブリース原価		148,676	13.6	157,870	15.1
資材原価		850,508	77.7	639,448	61.4
減価償却費		47,135	4.3	55,994	5.4
設計費		21,410	1.9	17,967	1.7
その他		27,388	2.5	170,923	16.4
合計		1,095,119	100.0	1,042,203	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計	
				特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	47,619	17,619	17,619	-	413,546	413,546	478,784
当期変動額							
特別償却準備金の積立				1,848	1,848	-	-
当期純利益					714,127	714,127	714,127
当期変動額合計	-	-	-	1,848	712,279	714,127	714,127
当期末残高	47,619	17,619	17,619	1,848	1,125,826	1,127,674	1,192,912

	純資産合計
当期首残高	478,784
当期変動額	
特別償却準備金の積立	-
当期純利益	714,127
当期変動額合計	714,127
当期末残高	1,192,912

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			
				特別償却準備金	繰越利益剰余金		
当期首残高	47,619	17,619	17,619	1,848	1,125,826	1,127,674	1,192,912
当期変動額							
新株の発行	930,258	930,258	930,258			-	1,860,516
特別償却準備金の取崩				369	369	-	-
税率変更による特別償却準備金の調整額				101	101	-	-
当期純利益					643,360	643,360	643,360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	930,258	930,258	930,258	267	643,627	643,360	2,503,876
当期末残高	977,877	947,877	947,877	1,580	1,769,454	1,771,034	3,696,788

	評価・換算差額等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	-	-	1,192,912
当期変動額			
新株の発行			1,860,516
特別償却準備金の取崩			-
税率変更による特別償却準備金の調整額			-
当期純利益			643,360
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	783	783	783
当期変動額合計	783	783	2,503,092
当期末残高	783	783	3,696,004

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	1,091,535	1,052,460
減価償却費	62,362	66,620
貸倒引当金の増減額(は減少)	350	3,388
賞与引当金の増減額(は減少)	9,044	5,948
完成工事補償引当金の増減額(は減少)	13,490	2,334
受取利息	556	727
支払利息	9,906	15,708
社債利息	14	1,048
社債発行費	1,565	-
固定資産売却損益(は益)	269	-
売上債権の増減額(は増加)	8,469	345,202
たな卸資産の増減額(は増加)	87,059	1,225,362
前渡金の増減額(は増加)	100,607	58,001
その他の流動資産の増減額(は増加)	14,349	85,694
仕入債務の増減額(は減少)	117,760	229,586
前受金の増減額(は減少)	49,149	186,047
その他の流動負債の増減額(は減少)	296,763	113,854
その他	87,935	83,222
小計	1,512,102	455,135
利息及び配当金の受取額	523	759
利息の支払額	9,906	17,343
保証料の支払額	1,502	581
法人税等の支払額	291,566	539,063
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,209,649	1,011,364
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
貸付金の回収による収入	7,753	6,590
差入保証金の差入による支出	37,147	48,697
差入保証金の回収による収入	3,397	2,198
有形固定資産の取得による支出	207,550	118,209
無形固定資産の取得による支出	6,680	7,369
有形固定資産の売却による収入	300	-
その他	37	560
投資活動によるキャッシュ・フロー	239,964	166,048
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	110,000	210,000
社債の発行による収入	98,440	-
長期借入れによる収入	100,000	710,000
長期借入金の返済による支出	75,231	175,364
株式の発行による収入	-	1,847,983
財務活動によるキャッシュ・フロー	233,209	2,172,619
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,202,894	995,207
現金及び現金同等物の期首残高	646,274	1,849,168
現金及び現金同等物の期末残高	1,849,168	2,844,376

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品、未成工事支出金、販売用不動産、製品

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 材料貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物：3～15年

構築物：10～15年

機械及び装置：20年

車両運搬具：2～6年

工具、器具及び備品：5～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 繰延資産の処理方法

株式交付費 支出時に全額費用として処理しております。

社債発行費 支出時に全額費用として処理しております。

開業費 5年間で均等償却しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金・完成工事未収入金・貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 完成工事補償引当金

完成工事に係る瑕疵担保の費用に備えるため、不動産等販売高・完成工事高に対する将来の補償見込額を過去の補償割合に基づいて計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に充てるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資であります。

6. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分についての成果が確実に認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、工期がごく短いもの等その他の工事については工事完成基準を適用いたします。

なお、当事業年度におきまして工事契約に関する会計基準を適用している取引はございません。

7. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金

(3) ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

8. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成27年12月28日)

(1) 概要

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」は、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針(会計処理に関する部分)を企業会計基準委員会に移管するに際して、企業会計基準委員会が、当該実務指針のうち主に日本公認会計士協会監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針について、企業を5つに分類し、当該分類に応じて繰延税金資産の計上額を見積るという取扱いの枠組みを基本的に踏襲した上で、分類の要件及び繰延税金資産の計上額の取扱いの一部について必要な見直しを行ったもので、繰延税金資産の回収可能性について、「税効果会計に係る会計基準」(企業会計審議会)を適用する際の指針を定めたものであります。

(2) 適用予定日

平成28年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	105,198千円	154,102千円

2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
売掛金	6,668千円	6,831千円
販売用不動産	-	169,867
機械及び装置	277,096	249,386
計	283,765	426,085

上記のほか、Fit神山町メガソーラー発電所より将来発生する売電収入債権を担保に供しております。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	24,240千円	32,736千円
長期借入金	298,710	431,726
計	322,950	464,462

(損益計算書関係)

1 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
売上原価	4,192千円	7,599千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16.1%、当事業年度14.2%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度83.9%、当事業年度85.8%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
給料及び賞与	277,686千円	313,590千円
賞与引当金繰入額	34,041	28,092
広告宣伝費	100,122	93,677
支払手数料	108,446	138,213
減価償却費	14,726	11,298
貸倒引当金繰入額	150	5,862

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)	当事業年度 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)
車両運搬具	269千円	-千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,000	-	-	16,000
合計	16,000	-	-	16,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	16,000	4,254,000	-	4,270,000
合計	16,000	4,254,000	-	4,270,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(注) 1. 当社は、平成27年12月12日付で1株につき200株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加4,254,000株は、株式分割による増加3,184,000株、有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)による増加1,070,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金勘定	1,849,168千円	2,844,376千円
預入期間が3か月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	1,849,168	2,844,376

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年内	24,744	43,854
1年超	388,537	790,523
合計	413,282	834,378

(貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
1年内	720	10,020
1年超	13,605	187,815
合計	14,325	197,835

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金の資金使途は運転資金及び設備投資資金であり、変動金利による借入金は金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について管理本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

なお、住宅事業の取引は現金決済をもって完了するため、原則として営業債権である受取手形、売掛金、完成工事未収入金等は発生しません。

市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ取引に関するリスク管理方針に従い、管理本部が決裁担当者の承認を得て行っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰計画を作成・更新することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成27年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1,849,168	1,849,168	-
(2) 売掛金	168,950	168,950	-
資産計	2,018,119	2,018,119	-
(1) 買掛金	439,989	439,989	-
(2) 短期借入金	210,000	210,000	-
(3) 長期借入金(＊)	546,290	549,451	3,161
(4) 未払法人税等	345,692	345,692	-
負債計	1,541,972	1,545,134	3,161

(＊) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（平成28年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	2,844,376	2,844,376	-
(2) 売掛金	512,524	512,524	-
資産計	3,356,900	3,356,900	-
(1) 買掛金	669,576	669,576	-
(2) 短期借入金	-	-	-
(3) 長期借入金(＊)	1,080,926	1,091,238	10,312
(4) 未払法人税等	197,397	197,397	-
負債計	1,947,899	1,958,212	10,312

(＊) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金及び(2) 売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金及び(2) 短期借入金並びに(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算出する方法によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額  
前事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,849,168	-	-	-
売掛金	168,950	-	-	-
合計	2,018,119	-	-	-

当事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	2,844,376	-	-	-
売掛金	512,524	-	-	-
合計	3,356,900	-	-	-

3. 短期借入金並びに長期借入金の決算日後の返済予定額  
前事業年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	210,000	-	-	-	-	-
長期借入金（*）	65,352	65,352	65,352	61,692	44,209	244,333
合計	275,352	65,352	65,352	61,692	44,209	244,333

（\*）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

当事業年度（平成28年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	-	-	-	-	-	-
長期借入金（*）	182,076	182,076	172,716	139,909	87,500	316,649
合計	182,076	182,076	172,716	139,909	87,500	316,649

（\*）1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前事業年度(平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(平成28年3月31日)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額 (千円)	契約額のうち 1年超 (千円)	時価 (千円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	176,550	136,350	1,167

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年12月22日 臨時株主総会決議	平成27年11月23日 臨時株主総会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社従業員 51名	当社従業員 23名	当社取締役 1名 当社従業員 15名
株式の種類及び付与数	普通株式 8,000株	普通株式 21,600株	普通株式 6,800株	普通株式 5,400株
付与日	平成26年4月21日	平成26年4月21日	平成26年12月23日	平成27年11月24日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	自 平成28年4月22日 至 平成36年3月22日	自 平成28年4月22日 至 平成36年3月22日	自 平成28年12月24日 至 平成36年12月21日	自 平成29年11月25日 至 平成37年11月22日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、平成27年12月12日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年12月22日 臨時株主総会決議	平成27年11月23日 臨時株主総会決議
権利確定前 (株)				
前事業年度末	8,000	14,600	6,600	-
付与	-	-	-	5,400
失効	-	6,800	3,000	200
権利確定	-	-	-	-
未確定残	8,000	7,800	3,600	5,200
権利確定後 (株)				
前事業年度末	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

(注) 平成27年12月12日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権
決議年月日	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年3月23日 臨時株主総会決議	平成26年12月22日 臨時株主総会決議	平成27年11月23日 臨時株主総会決議
権利行使価格 (円)	303	303	303	580
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	-	-

(注) 平成27年12月12日付株式分割(1株につき200株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの付与時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価を単位当たりの本源的価値により算定しております。本源的価値は、類似会社比準方式により算定した株式の評価額から新株予約権の行使時の払込金額を控除して算定しております。

その結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額以下となり、単位当たりの本源的価値はゼロ以下となるため、ストック・オプションの公正な評価単価はゼロと算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	24,094千円
当事業年度において権利行使された本源的価値の合計額	-円

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,120千円	2,006千円
減価償却超過額	3,116	-
完成工事補償引当金	9,454	7,567
賞与引当金	11,924	8,622
未払金	2,912	2,358
資産除去債務	18,390	16,482
未払事業税	30,865	5,906
その他	4,744	3,862
繰延税金資産小計	82,528	46,804
評価性引当額	19,511	18,489
繰延税金資産合計	63,016	28,315
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	16,239	13,079
その他	1,017	1,959
繰延税金負債計	17,257	15,038
繰延税金資産の純額	45,759	13,276

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
法定実効税率	36.79%	32.83%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.09
住民税均等割	0.09	0.60
留保金課税	-	5.92
税額控除	2.18	1.08
評価性引当額の増減	0.89	0.16
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.21	0.17
その他	1.22	0.19
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.58	38.87

## 3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなったこと、及び、当事業年度中に当社の資本金が1億円超となり、外形標準課税適用法人になったことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.03%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.69%、平成30年4月1日以降のものについては30.46%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

店舗の不動産賃貸借契約及び定期借地契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を主に10～20年と見積り、割引率は0.323～1.581%を使用して資産除去債務の金額を算定しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
期首残高	25,841千円	52,500千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	26,125	1,417
時の経過による調整額	532	726
資産除去債務の履行による減少額	-	530
期末残高	52,500	54,114

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業部門ごとに取り扱う商品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社は、事業領域を基礎とした商品・サービス別のセグメントから構成されており、「住宅事業」、「エネルギー事業」の2つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「住宅事業」は、主に規格住宅「IETERRACE (イエテラス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL」や太陽光発電設備を搭載した規格住宅「Solar Rich House (ソーラーリッチハウス)」、規格戸建賃貸住宅「FIT CELL Solarich (フィットセルソラリッチ)」を販売しております。

「エネルギー事業」は、コンパクトソーラー発電所(小型太陽光発電施設)、ソーラーパネル等の材料の販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計
	住宅事業	エネルギー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,590,861	4,274,141	6,865,003	168,368	7,033,371
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,590,861	4,274,141	6,865,003	168,368	7,033,371
セグメント利益	408,258	997,659	1,405,918	4,817	1,410,735
その他の項目					
減価償却費	9,695	47,817	57,513	115	57,628

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を含んでおります。

2. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1	合計
	住宅事業	エネルギー事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,321,857	4,737,145	7,059,002	307,004	7,366,007
セグメント間の内部売上高 又は振替高	-	-	-	-	-
計	2,321,857	4,737,145	7,059,002	307,004	7,366,007
セグメント利益	194,129	1,151,985	1,346,115	38,896	1,385,012
その他の項目					
減価償却費	5,146	57,069	62,215	367	62,583

(注) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産賃貸管理業務及びサブリース業務を含んでおります。

2. 資産についてのセグメント情報は、最高意思決定機関が経営の意思決定上当該情報を各セグメントに配分していないことから開示しておりません。

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容（差異調整に関する事項）

（単位：千円）

利益	前事業年度	当事業年度
報告セグメント計	1,405,918	1,346,115
「その他」の区分の利益	4,817	38,896
セグメント間取引消去	-	-
全社費用（注）	306,891	300,265
財務諸表の営業利益	1,103,844	1,084,746

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

（単位：千円）

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		財務諸表計上額	
	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度	前事業年度	当事業年度
減価償却費	57,513	62,215	115	367	4,733	4,037	62,362	66,620

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る）等  
前事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び主要株主	鈴江 崇文	-	-	当社代表取締役	(所有) 直接 20.0 間接 75.0	債務被保証	当社銀行借入及び社債に対する債務被保証 (注2(1))	856,290	-	-
主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	(株)スズケン&コミュニケーション	徳島県徳島市	88,000	建設業	-	債務被保証	土地賃貸借取引契約に対する債務被保証 (注2(2))	96,750	-	-
						不動産賃借	不動産賃借料の支払 (注2(3))	10,658	前払費用	259

当事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主（個人）及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社（当該会社の子会社を含む）	(株)スズケン&コミュニケーション	徳島県徳島市	88,000	建設業	-	不動産賃借	不動産賃借料の支払 (注2(3))	6,756	前払費用	259
						不動産の購入	土地建物の購入 (注2(4))	85,800	-	-

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (1) 当社の銀行借入及び社債に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。
- (2) 当社の土地賃貸借取引契約に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。
- (3) 不動産賃借料については、市場価格を参考にして決定しております。
- (4) 土地建物の購入価額については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1株当たり純資産額	372円79銭	865円57銭
1株当たり当期純利益金額	223円16銭	197円27銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	- 円 - 銭	196円28銭

- (注) 1. 前事業年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年12月12日付で普通株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 当社は、平成28年3月11日に東京証券取引所マザーズに上場したため、当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、新規上場日から当事業年度末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額(千円)	714,127	643,360
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	714,127	643,360
期中平均株式数(株)	3,200,000	3,261,393
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権3種類(新株予約権の数146個)。 なお、新株予約権の概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物	26,848	27,570	16,295	38,124	5,112	5,465	33,012
構築物	27,772	-	-	27,772	8,662	3,082	19,109
機械及び装置	586,729	-	-	586,729	116,538	52,243	470,190
車両運搬具	20,660	2,021	-	22,682	19,469	2,336	3,213
工具、器具及び備品	7,952	906	-	8,859	4,320	2,071	4,539
土地	151,027	80,834	-	231,861	-	-	231,861
建設仮勘定	10,032	18,390	-	28,422	-	-	28,422
有形固定資産計	831,023	129,723	16,295	944,452	154,102	65,199	790,349
無形固定資産							
ソフトウェア	6,680	1,346	-	8,026	2,189	1,420	5,837
ソフトウェア仮勘定	-	1,750	-	1,750	-	-	1,750
無形固定資産計	6,680	3,096	-	9,776	2,189	1,420	7,587
長期前払費用	12,201	19,364	4,598	26,966	-	-	26,966
繰延資産							
開業費	5,507	-	-	5,507	5,507	1,101	-
繰延資産計	5,507	-	-	5,507	5,507	1,101	-

(注) 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

当期増加額

建物 徳島本社の建物取得 21,523千円

土地 徳島本社の土地取得 70,738千円

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	平成年月日 27.3.25	100,000	100,000	0.75	なし	平成年月日 32.3.25
合計	-	100,000	100,000	-	-	-

(注) 決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内(千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
-	-	-	100,000	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	210,000	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	65,352	182,076	1.11	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	480,938	898,850	1.35	平成30年10月25日～ 平成47年9月25日
合計	756,290	1,080,926	-	-

(注) 1. 平均利率については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	182,076	172,716	139,909	87,500

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	3,199	5,862	224	2,249	6,587
賞与引当金	34,041	28,092	32,900	1,140	28,092
完成工事補償引当金	26,990	24,655	22,443	4,546	24,655

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、回収による取崩額であります。

2. 賞与引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替による戻入額であります。

3. 完成工事補償引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替額等であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	1,090
預金	
当座預金	2,189,143
普通預金	654,142
小計	2,843,285
合計	2,844,376

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
一般顧客	359,136
ホームネット 合同会社	48,353
合同会社 サニーフィールド	32,310
株式会社 ヨコヤマ	24,849
合同会社 Power N	19,682
その他	28,191
合計	512,524

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
168,950	7,898,749	7,555,175	512,524	93.6	15.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．販売用不動産

区分	金額(千円)
建物	184,204
土地	639,387
合計	823,592

(注) 土地の内訳は、次のとおりであります。

区分	面積 (m <sup>2</sup> )	金額 (千円)
土地		
徳島県	20,308.03	311,416
香川県	3,052.15	11,301
愛媛県	1,260.76	16,525
高知県	664.00	3,322
茨城県	3,876.04	36,598
栃木県	123.94	10,900
和歌山県	4,555.86	29,675
兵庫県	321.65	7,981
山口県	16,218.52	101,872
広島県	9,885.72	38,097
岡山県	8,156.35	71,696
合計	68,423.02	639,387

二．製品

品目	金額 (千円)
小型太陽光発電施設	490,250
合計	490,250

ホ．仕掛品

区分	金額 (千円)
住宅事業	148,975
エネルギー事業	539,736
合計	688,711

へ．材料貯蔵品

区分	金額（千円）
材料	
太陽光パネル	150,452
パソコン	142,251
延長ケーブル	6,054
交流集電箱	5,564
モニタリングシステム	2,790
小計	307,112
貯蔵品	
切手、収入印紙等	1,572
小計	1,572
合計	308,685

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
株式会社 TERAZAWA	102,393
物林 株式会社	56,527
株式会社 野村建設工業	45,454
株式会社 スマートヴィレッジ	38,503
T・M・S	35,646
その他	391,051
合計	669,576

ロ．前受金

区分	金額（千円）
住宅事業	300,384
エネルギー事業	172,549
その他	5,652
合計	478,587

ハ．未払法人税等

区分	金額（千円）
未払法人税等	197,397
合計	197,397

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(千円)	-	-	4,642,809	7,366,007
税引前四半期(当期)純利益金額(千円)	-	-	723,049	1,052,460
四半期(当期)純利益金額(千円)	-	-	468,223	645,095
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	146.32	197.80

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	-	-	72.82	50.81

(注) 1. 当社は、平成28年3月11日付で東京証券取引所マザーズに上場いたしましたので、当事業年度の四半期報告書は提出していませんが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期会計期間及び当第3四半期累計期間の四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

2. 当社は、平成27年12月12日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り  取扱場所  株主名簿管理人  取次所  買取手数料	
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告により行うことができない事故その他やむを得ない事由が発生した場合は、日本経済新聞に掲載して行う。当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="http://www.fit-group.jp/">http://www.fit-group.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集株式予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書（有償一般募集増資及び売出し）及びその添付書類  
平成28年2月5日四国財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書の訂正届出書  
上記(1)に係る訂正届出書を平成28年2月23日及び平成28年3月3日四国財務局長に提出。  
上記(1)に係る訂正届出書を平成28年7月29日四国財務局長に提出。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年 7月29日

株式会社フィット  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 井上 隆司 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 勢志 元 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フィットの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フィットの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。